

就学奨励費受給に係る領収書等の提出について

就学奨励費対象経費のうち、支給にあたって購入額の確認が必要な経費の領収書又はレシート（品名記載のもの）の提出方法等については、次のとおりとなります。

1 対象経費

学用品・通学用品購入費

① 対象品目

通常必要とする学用品（保育用品）及び通学用品で

ノート、筆記具、副読本、練習帳、辞典類、体育館用シューズ、運動靴、体操着、水着、実験・実習用の材料、作業衣、幼児の教育に必要な教育的保育用品、パソコンソフト、通学用靴、雨靴、雨傘、帽子等

② 購入期間

令和 6（2024）年度に使用するため、令和 6（2024）年 3 月 1 日から令和 7（2025）年 2 月 28 日までに購入したもの

③ 支給限度額

令和 6（2024）年度の支給額については今後決定

（参考）令和 5（2023）年度支給額

小 11,640 円 ・ 中 22,740 円 ・ 高 32,270 円

④ 提出期限

令和 7（2025）年 3 月 3 日（月）まで（随時受け付けます。）

2 提出方法

特別支援教育就学奨励費受給に係る領収書等提出書（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、領収書又はレシート（品名記載のもの）を添付して提出してください。

※ 領収書、レシートのいずれかの提出がない場合は、支給できません。

3 奨励費の支給時期

第 1 回目の支給は、奨励費の支弁区分決定後の 8 月末に支給します（予定）。

8 月以降においても領収書等の提出をいただき、購入額を確認した後に支給します。

4 その他

- (1) 奨励費の支弁区分決定が「第Ⅲ段階」となった場合には、「学用品・通学用品購入費」の経費は支給対象外となりますので、該当した場合には、提出していただいた領収書等を後日お返しいたします。
- (2) 提出する領収書等の返還を希望する場合は、学校で原本を確認後お返しいたしますので、提出時に貼り付けずにその旨を学校へ申し出てください。
- (3) 対象品目とそれ以外を同時に購入する場合には、会計時にレシートを分けてください。
- (4) 食料品や日用品（歯ブラシ・石けん等の洗面用雑品、ハガキ等の通信用品、糸・針・補修用布等の衣料補修用品、下着・寝間着等、新聞・雑誌等、ティッシュペーパー・ハンカチ・タオル・洗濯用品等の保健衛生用品）は学用品・通学用品の対象外となりますので、ご注意ください。
- (5) 締切日まで随時受付となります。一度ご提出頂いた場合でも、支給限度額に達しない場合はその後何度でもご提出下さい。
- (6) 令和6年度に県教育委員会による支給対象品目の見直しが予定されています。従前どおり申請いただいて差し支えありませんが、品目によっては令和6年度より支給対象外となる可能性がありますのでご了承ください。